

福井県中小企業者向け制度融資要綱の改正概要

1 経営安定資金（環境変動分）の要件緩和

令和8年8月の大雨により事業用資産に直接被害を受けた中小企業者を新たに対象に追加し、円滑な資金調達を支援することで、被災事業者の事業継続と経営の安定を図る。

- ・対象者
 - ・県内において事業を営み、次に該当する中小企業者
 - ・原材料価格の高騰など急激な為替変動、または、知事が別に定める異常気象や感染症などの広域的に影響を及ぼす経営上の脅威により、最近1か月の売上高等、売上総利益率、営業利益率のいずれかが前年同月に比して10%以上減少、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等、売上総利益率、営業利益率のいずれかが前年同期より10%以上減少が見込まれる中小企業者
 - ・ただし、令和8年8月の大雨の影響により、事業用資産に直接影響を受けた中小企業者については、上記の数値要件を満たすことを要しない。
- ・融資限度額 8,000万円
- ・融資利率 1.70%以下
- ・融資期間 7年以内（措置1年以内を含む）
- ・保証料 0.35～1.70%
- ・保証料補給 1／3補給

令和8年9月4日施行

*上記に伴い、令和8年9月4日から当面の間、経営安定資金（環境変動分）の融資要件である「知事が別に定める経営上の脅威」に「令和8年8月大雨」を指定。